

事 務 連 絡  
令 和 3 年 7 月 9 日

関係団体の長 殿

山口労働局労働基準部健康安全課長

労働安全衛生法に係る石綿等の有害物の輸入通関手続について

日頃から労働基準行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法第55条並びに労働安全衛生法施行令第16条第1項第4号及び第9号の規定に基づき、石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物は、試験研究の用に供するもの等を除き、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならないこととされています。

しかしながら、一部の事業者が輸入し、国内において販売していた珪藻土を主たる材料とするバスマット等の製品に、石綿がその重量の0.1%を超えて含有されていた事案が複数確認されています。

今般、石綿を含有するおそれのある製品の輸入通関を円滑に行うため、その手続等について、令和3年12月1日から変更されることとなり、厚生労働省のホームページに掲載されましたので、貴団体におかれましては、輸入を行う会員事業者に対する周知に御協力をいただきますようお願い申し上げます。

厚生労働省 掲載ホームページ

ホーム >

政策について >

分野別の政策一覧 >

雇用・労働 >

労働基準 >

安全・衛生 >

職場における化学物質対策について >

珪藻土バスマット等の輸入手続など



QRコード



# 珪藻土バスマット等の輸入手続など

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第55条並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第16条第1項第4号及び第9号の規定に基づき、石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物は、試験研究の用に供するもの等を除き、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならないことになっています。

しかしながら、昨年12月以降、一部の事業者が輸入し、国内において販売されていた珪藻土を主たる材料とするバスマット等の製品に、石綿がその重量の0.1%を超えて含有されていた事案が複数確認されました。このため、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）及び関連する法令の改正を行い、以下の事項を義務付けました。

## 1 石綿を含有するおそれのある製品の輸入時の措置の新設（令和3年12月1日施行）

石綿をその重量の0.1%を超えて含有するおそれのある製品であって厚生労働大臣が定めるもの<sup>※1</sup>を輸入しよう

とする者<sup>※2</sup>は、当該製品の輸入の際に、厚生労働大臣が定める資格者<sup>※3</sup>が作成した分析結果報告書等<sup>※3</sup>を取得

し、当該製品中に石綿がその重量の0.1%を超えて含有しないことを当該書面により確認しなければならないこと。

※1 珪藻土を主たる材料とするバスマット、コップ受け、なべ敷き、盆その他これらに類する板状の製品

※2 当該製品を販売の用に供し、又は営業上使用しようとする場合に限り。

※3 [説明資料をご覧ください。](#)

## 2 石綿を含有する製品に係る報告の新設（令和3年8月1日施行）

製品を製造し、又は輸入した事業者<sup>※4</sup>は、当該製品が石綿をその重量の0.1%を超えて含有していることを知っ

た場合には、遅滞なく、必要な事項<sup>※5</sup>について、所轄労働基準監督署長に報告しなければならないこと。

※4 当該製品を販売の用に供し、又は営業上使用する場合に限り。

※5 [説明資料をご覧ください。](#)

改正の詳しい内容は、[こちらの資料をご覧ください。](#)

## 申請・相談先

所轄の労働基準監督署

※労働基準監督署の所在地・連絡先は、[都道府県労働局のHP](#)に掲載しています。

## 輸入通関手続について

- ・珪藻土バスマットの輸入通関手続に必要な書類や記載事項等については、[こちらの資料をご覧ください](#)。
- ・海外の石綿分析機関につきましては、[こちらの資料をご覧ください](#)。

## 石綿分析結果報告書の様式

- 石綿障害予防規則第46条の2 第1項の規定に基づく石綿分析結果報告書（JIS A 1481-1(ISO 22 262-1)及びJIS A 1481-4(ISO 22262-2)を想定した様式）

- ・[PDFファイル](#)
- ・[ワードファイル](#)

- 石綿障害予防規則第46条の2 第1項の規定に基づく石綿分析結果報告書（JIS A 1481-2及びJIS A 1481-3を想定した様式）

- ・[PDFファイル](#)
- ・[ワードファイル](#)

## 手続等の根拠法令

- ・石綿障害予防規則第46条の2、第50条
- ・[石綿障害予防規則第四十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める製品及び厚生労働大臣が定める者（令和3年厚生労働省告示第201号）](#)

## 関係通達

- ・[石綿障害予防規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（令和3年5月18日基発0518第6号）](#)
- ・[労働安全衛生法に係る有害物等の輸入通関手続について（令和3年6月29日基発第3号）](#)



PDFファイルを見るためには、[Adobe Reader](#)というソフトが必要です。[Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。](#)